# Nuclear Weapon & Nuclear Test 核兵器 · 核実験モニター

**354** 10/6/15

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

# 軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

### 発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替□座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行□座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

2010 NPT 再検討会議

### 市民社会からの総括

(上)核兵器禁止条約を中心に

# 大きな失望、しかし言葉は残った

2010年NPT再検討会議は4週間の会期を終えて、5月28日、全会一致の最終文書を採択して終了した。5年毎のNPT再検討会議の過程を踏まえれば、合意文書としては最新である2000年と比較して今回の合意はいくつかの点において一歩前進したと言える。しかし、プラハ演説に象徴される「核兵器のない世界」への新風を実質ある形として残すことを目指したNGOにとっては、大きな失望と言わざるを得ない結果となった。保有国の核兵器の長期保有の意図が改めて明確となった。それを踏まえた次の運動戦略をじっくりと考えるべき時期である。

### NPTの3本柱?

2010年NPT再検討会議を総括するに当たって、会議に至る数年の流れと私たちの取り組みを含む前提的な事柄を書いておく必要がある。

まず、NPTの3本柱について触れておく。繰り返し言われるNPTの3本柱とは、核不拡散、核軍縮、核エネルギーの「平和利用」である。この3本柱がバランスよく論じられ、前進することが再検討会議を成功に導く不可欠の条件であるとしばしば言われる。確かにNPTがこの3つの問題での取引きをしていることは否定できない。しかし、条約そのものが3つの間のバランスを大きく欠いて構成されていることを忘れてはならない。

つまり、核不拡散と「平和利用」に関しては、条約はIAEA (国際原子力機関)という恒常的国際組織を活用して、合意を履行するための条件を備えている。しかし、核軍縮に関しては、第6条が核兵器国の核軍備撤廃の義務を規定しているだけであって、合意履行を支えるための機関をまったく持っていない。

したがって、バランスの取れた再検討のためには、核軍縮問題の前進のために最大の時間を割き、履行の保証をする制度的工夫のために十分な協議を行う必要がある。単なる形式的な議論では、3つの取り引きのバランスは取れないのである。市民社会が、核軍縮問題に関心を集中することは、条約の成り立ち上から考えても至当なことである。

### 準備期間の「核兵器のない世界」への勢い

もちろん、市民社会がNPT再検討会議において核兵器間

題に焦点を当てるのは、そのような技術論が中心的理由ではない。真の理由はもっと切実な本質的要求から来ている。

2010年再検討会議の準備期間は、本誌でも繰り返し紹介してきた「フーバー計画」「プラハ演説」に象徴されるような「核兵器のない世界」への新しい潮流の台頭の期間であった。市民社会はこの勢いを強め、政治的な次の手掛かりを刻印する場としてNPT再検討会議を位置づけてエネルギーを費やしてきた」。

「核兵器のない世界」が広く世界の市民社会の共有する目標となるのには、08年10月の潘基文国連事務総長の5項目提案<sup>2</sup>が大きく貢献した。とりわけ、事務総長が、5項目提案の中で「核兵器禁止条約(NWC)」を交渉することの必要性に言及したことは、市民社会を勇気づけ、「核兵器のない世界」の目標を支持する層の厚みを著しく強化した。列国議会同盟(IPU)の潘基文提案を支持する決議(09年4月)、国際赤十

### 今号の内容

NPT再検討会議の総括─市民社会から (上)核兵器禁止条約を中心に

[資料] 最終文書:運用に関する評価(抄訳) /行動勧告(全訳)

非核宣言自治体市長らのNYでの発言

【連載】被爆地の一角から(46)

「不拡散 | から 「禁止 | へ 土山秀夫

字総裁の演説(10年4月)などはそれを象徴するものと言えるであろう。

このような追い風の中で、市民社会は2010年NPT再検討会議を核軍縮のための包括的アプローチを前進させる場として位置づけたのである。包括的アプローチとは、「核兵器のない世界」を実現するための法的枠組みの全体像(けっして固定的なものではなく発展し変化するものと考えている)を描きながら、それへの可変的ロードマップを論じることによって核兵器ゼロを実現しようというアプローチである。このようなアプローチの分かり易い形態として、NWCの交渉準備にとりかかることを、市民社会はNPT再検討会議に要求した。

従来の再検討会議では、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(カットオフ条約、FMCT)の交渉開始、戦術核兵器の削減、警戒態勢の緩和などなど、具体的措置の積み重ねが重視されてきた。しかも、それらの具体的措置に関しても、できるだけ厳格な言葉での誓約を迫る努力に留まることがほとんどであった。市民社会は、NWCをメイン・ストリームの課題とする主張を通して、再検討会議のこのようなありようから脱却することを要求しようとした。

### 核兵器禁止条約への準備

包括的なアプローチに関連しては、準備期間において、コスタリカ、マレーシアを中心とするモデルNWC³の協議の推進、平和市長会議の2020ビジョンに基づくヒロシマ・ナガサキ議定書⁴、グローバル・ゼロのアクション・プラン⁵、IPPNWのアイキャン(ICAN)によるNWC推進運動⁶、日豪政府が支援した「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)」「など、さまざまなレベルでの精力的な活動が展開された。今年2月に長崎市で開催された第4回「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」で採択された長崎アピール2010が、再検討会議に向けて次のように訴えたのは、このような広範な活動の積み重ねが収斂した結果であった。

「核兵器を禁止し、廃絶する条約の準備のために話し合うことを目的として、志を同じくする国家と市民社会の代表が参加するプロセスを創り出そう。そのようなプロセスは潘基文国連事務総長が提案した5項目提案を手掛かりとすべきである。この提案には核兵器禁止条約又は諸条約の枠組みについて話し合いを始めるよう各国に求めた呼びかけも含まれる。」

### 米国における逆流

再検討会議に臨む市民社会は、もう一つの「厳しい逆流」の状況認識を、広く共有していたことを指摘しておかなければならない。この認識は、単に市民社会のみならず、再検討会議に参加した大多数の国が共有していた認識であり、会議全体を支配する意識の一つの底流を形成していたと考えるべきであろう。それは米国における核兵器への巨額投資に代表される動向に関するものである。多くの国は、オバマ大統領によってもたらされたNPT重視と協調的な外交姿勢を歓迎し、それがもたらしている良好な会議の雰囲気を壊さないため、この状況認識を声高には語らなかった。

2010年1月に米エネルギー省の2011会計年の核兵器予算の内容が明らかになるにつれて、「核兵器のない世界」への逆流がすでに既定の流れとして米国内で進んでいること

を私たちは知った。米国では「核態勢の見直し(NPR)」が未完成であったが、大統領予算はそれを先取りして形成された。そして、予算には年間70億ドルという前ブッシュ政権時代を超える史上最大の高額が核兵器コンプレックスの近代化のために提案されていた。これは、「核兵器が存在する限り、強力な抑止力を維持する」と述べたプラハ演説が、形となって現れた中味であった。

やがて4月6日にNPRの発表<sup>8</sup>、4月8日に米口START条約の調印<sup>9</sup>が行われ、米国の核兵器政策の近未来像が私たちの目に明らかになった。それは、米国内における核兵器政策の実質は、大きくは変わらないことを示すものであった。その端的な例が新START条約の批准問題に現れている。批准のためには米上院において3分の2の支持が必要だ。その代償としてオバマ政権は米国の核戦力が将来も揺るがないことを示す必要があり、大統領は今後10年に核兵器コンプレックスの近代化のために800億ドル、運搬手段の近代化のために1000億ドル、計1800億ドル(約18兆円)という途方もない巨額の支出を約束したのである<sup>10</sup>。

### 再検討会議の経過

2010年再検討会議は、5月3日~28日、ニューヨーク国連本部で開催された。再検討会議議長はリブラン・カバクトゥラン大使(フィリピン)であった。

例年通り一般演説のあとの会議は主委員会 I (核軍縮)、主委員会 II (保障措置)、主委員会 II (平和利用)の3委員会で行われた。より集中的に重要問題を議論する下部機関も混乱無く形成され、下部機関 I (核軍縮行動計画、安全の保証)下部機関 II (中東決議、地域問題)、下部機関 II (脱退、制度化など)という分担が行われた。

私たちの関心の深い主委員会 I、下部機関 I の役員人事は幸運な人選となった。主委員会 I の議長は非同盟運動からチディアウシク大使(ジンバブエ)、2人の副議長の1人は軍縮に熱心なニュージーランドからヒグリー大使、また下部機関 I の議長には、NWC支持のオーストリアのマーシク大使が選ばれた。

各主委員会の議論はそれぞれの議長の責任で会議中日 (第2週の終わり、5月14日)までに集約され、委員会報告の 議長草案が作成された。その後、各主委員会は議長草案修正 の議論に入った。各主委員会の報告文書の結果は最終週の 初日(5月24日)に全体議長がまとめて草案として提出し、全 体討論に付された。そのような経過を経て最終日である5月 28日に最終文書が採択された。

最終文書の抄訳(行動計画部分は全訳)を**4~9ページ**に 掲載する。最終文書は「運用に関する評価」と「今後の行動勧告」の2つの部分からなるが、注意書きにある通り、前者は議長責任によるまとめであり、後者は全会一致で採択されたものである。

### 核兵器禁止条約:一歩前進と大きな失望

全会一致の「行動勧告」において、市民社会が今回の再検 討会議に求めた「核兵器禁止条約」に関する扱いは、次の3個 所に現れている。

「…会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案

が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する。」(「行動勧告」1Biii)

「核兵器国は、…2000年NPT再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる措置について、確固たる前進を加速させることを誓約する。…核兵器国は、上記(注:a-gの7項目)の履行状況について、2014年の準備委員会に報告するよう求められる。2015年の再検討会議は、第6条の完全履行に向けた次なる措置を検討する。」(行動5)

「すべての加盟国は、ジュネーブ軍縮会議が、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈内において、核軍縮を扱う下部機関を即時に設置すべきであることに合意する。」(行動6)

つまり、「核兵器のない国」を実現し、維持するために「核兵器禁止条約」のような枠組みを作るために特別の努力を払うべきだと、すべての加盟国が一致したのである。一方で、その実行を促すテコは、従来のNPT再検討過程とジュネーブ軍縮会議(CD)にしか与えられていない。NPT再検討会議は集中力に乏しいし、CDに核軍縮を扱う下部機関を設置する提案は10年以上前にすでに合意している。にもかかわらず合意しながら一度も開催されていない。しかも、その下部機関は「意見と情報の交換」という極めて弱い任務で同意されているに過ぎない。

NPT合意文書の中に、このように核兵器禁止条約という 文言が言及されたのは初めてである。その意味で市民社会 の努力は一つの成果を勝ちとったと言えるだろう。

しかし、この形の結論に至る経過を追うと、核兵器禁止条約に関する言及が、その実質協議につながらないように、核兵器国がいかに文書の骨抜きを謀ったかが明らかになる。 右の囲み記事にその経過を単純なダイアグラムにした。

主委員会 I でまとめられた原案では、潘基文提案を単に「留意」するのではなく「貢献」と評価し、核兵器国が7項目についての協議を2011年から始めることを要求し、2014年にはそれを踏まえて国連事務総長が核兵器ゼロへのロードマップを協議する会議を招集する、という内容になっていた。次の2015年再検討会議をそのような経過を経て開催するというプランであった。

にもかかわらず、ダイアグラムのような経過を経て最終 文書の形へと修正された。核兵器国同士が7項目の具体的 措置について協議するという極めて意味深い提案が消去さ れ、やがてロードマップについて協議するという会議も、開 くこと自体が否定された。

この経過の背後には、前述した米国内の逆流に代表されるように、核兵器国が核兵器の完全廃棄を早期には実行する意思がないことが明確に現れている。私たちの大きな失望を禁じえない結末である。

とはいえ、核兵器禁止条約に言及せざるを得なかった力関係の変化が生まれたことも事実であろう。とりわけ、オーストリア、スイス、ノルウェーなどの国々が、新しく市民社会の要求を代弁する国として登場したという希望もある。核兵器禁止条約について、市民社会はじっくりと次の運動戦略を練るべきときである。

NPT再検討会議を総括するには、中東決議に関する前進

を含むその他の重要事項と、日本の役割などを論じる必要がある。以下は次回に続けたい。(梅林宏道) **Φ** 

注

- 1 この期間については梅林宏道「核軍縮:2008-9年の概観」(ピースデポ刊イ アブック「核軍縮・平和:2009-10」)を参照。
- 2 ピースデポ刊イアブック「核軍縮・平和:2009-10」資料2-1
- 3 M・ダータン、F・ヒル、J・シェフラン、A・ウエア「地球の生き残り: [解説] (モデル核兵器条約)」(編訳:浦田賢治、08年7月、日本評論社)
- 4 www.mayorsforpeace.org/jp/giteisho\_pack.pdf
- 5 本誌333号(09年8月1日)
- 6 www.icanw.orag/
- 7 本誌343-4号参照(10年1月15日)
- 8 本誌349-50号参照(10年4月15日)
- 9 本誌351-2号参照(10年5月15日)
- 10 ホワイトハウス記者発表、2010年5月13日。W・ピンカス「ワシントン・ポスト」(2010年5月14日)

### 「核兵器禁止条約」への手順がいかに消されたか

### 主委員会 [の議長草案(5月14日)

「核兵器国は、『核兵器のない世界』を維持する法的枠組みを確立するのに特別の努力を払うべきだ。国連事務総長の核兵器禁止条約への考慮を含む5項目提案が<u>この目的に役立つ</u>。」

「核兵器国は7項目を含む具体的措置について<u>2011年までに協</u> 議し、その結果を<u>2012年の準備委員会に報告</u>すべきだ。これを 踏まえて、国連事務総長は<u>2014年に完全廃棄のロードマップ</u> を協議する会議を招集すべきだ。」



### 主委員会 [の議長修正草案(5月21日)

「核兵器国は、『核兵器のない世界』を維持する法的枠組みを確立するのに特別の努力を払うべきだ。国連事務総長の核兵器禁止条約への考慮を含む5項目提案がこの目的に役立つ。」

「核兵器国は2000年合意の諸措置の履行を加速させると誓約する。7項目を含む具体的措置について<u>タイムリーに協議</u>し、次の再検討サイクル内(2015年まで)に報告すべきだ。これを踏まえて国連事務総長は完全廃棄のロードマップを協議する会議を招集すべきだ。」

「ジュネーブ軍縮会議(CD)に核軍縮に関する下部機関を直ちに 設置すべきだ。」(注:CDの機関は「意見と情報の交換」のための もの)



### 議長草案(5月24日)

「全ての加盟国、とりわけ核兵器国は、『核兵器のない世界』を維持する法的枠組みを確立するのに特別の努力を払うべきだ。国連事務総長の核兵器禁止条約への考慮を含む5項目提案が<u>この</u>目的に役立つ。」

「核兵器国は2000年合意の諸措置の履行を加速させると誓約する。核兵器国は7項目を含む具体的措置について<u>タイムリーに協議</u>し、次の再検討サイクル内(2015年まで)に報告すべきだ。これを踏まえて国連事務総長は<u>完全廃棄のロードマップを協議する会議</u>を招集すべきだ。」

「ジュネーブ軍縮会議(CD)に核軍縮に関する下部機関を直ちに 設置すべきだ。」



### 議長修正草案(5月27日)→そのまま採択

「全ての加盟国は、『核兵器のない世界』を維持する法的枠組みを確立するのに特別の努力を払うべきだ。国連事務総長の核兵器禁止条約への考慮を含む5項目提案に留意する。」(「行動勧告」18iii)

「核兵器国は2000年合意の諸措置の履行を加速させると誓約する。核兵器国は7項目を含む具体的措置について<u>迅速に取り組み</u>、その結果を<u>2014年の準備委員会に報告</u>すべきである。2015年再検討会議が次の段階を検討する。」(「**行動勧告」行動5**)「ジュネーブ軍縮会議(CD)に核軍縮に関する下部機関を直ちに設置すべきだ。」(「**行動勧告」行動6**)

【資料】

### 2010年核不拡散条約再検討会議 最終文書 2010年5月28日採択

第1巻 第1部

1995再検討・延長会議において採択された諸決定及び決議ならびに2000年再検討会議最終文書に照らした条約第8条第3項に基づく条約運用に関する評価(抄訳)\*結論ならびに今後の行動に向けた勧告(全訳)

\*(原文注)この評価は再検討会議で行われた議論を、議長の責任でできるだけ忠実にまとめたものである。

1995再検討・延長会議において採択された諸決定及び決議ならびに 2000年再検討会議最終文書に照らした条約第8条第3項に基づく条約運用 に関する評価

第 | 条及び第 || 条ならびに前文第1節、第3節 1~8(略)

第Ⅲ条及び前文第4,5節、とりわけそれら と第Ⅳ条ならびに前文第6,7節との関係 9~30(略)

<u>第Ⅳ条及び前文第6,7節</u> 31~55(略)

### 核燃料サイクルへの多国間アプローチ

56. 会議は、IAEA加盟国による使用を目的とする低濃縮ウラン備蓄のロシア連邦内における創設に関する、2009年11月のIAEA理事会決議及び2010年3月の同連邦とIAEAの関連協定締結に留意する。

57. 会議は、IAEAまたは地域的協議体の後援の下、差別的でなく透明な方法で、本条約の下での権利及び諸国の燃料サイクル政策に影響を与え、損ねることなく、また関連するIAEAフルスコープ保障措置の要件を含めた本事案を巡る技術的、法的、経済的複雑さに対処しつつ、燃料サイクルのバックエンドへの取り組みのための可能な枠組み及び核燃料供給保証メカニズム創設の可能性を含む、核燃料サイクルへの多国間アプローチの開発に関する検討を継続することの重要性を強調する。

58~77(略)

### <u>第V条</u> 78(略)

### 第VI条及び前文第8~12節

79. 会議は、すべての加盟国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、不可逆性の原則に従い、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束が再確認されたことに留意する。

80. 会議は、いくつかの核兵器国による2 国間もしくは一方的な核兵器削減の達成 を歓迎しつつ、配備され、備蓄されている 核兵器の総数が依然として推定数千発に 上るという事実に懸念をもって留意する。 会議は、これら兵器が使用される可能性 と、使用がもたらすであろう壊滅的な人道 的結果に対して深刻な懸念を表明する。

- 81. 会議は、核兵器のない世界の達成に関連して諸政府及び市民社会からなされている新しい提案及びイニシャティブに留意する。とりわけ、確固たる検証システムによって裏打ちされた、核兵器禁止条約もしくは相互に補強しあう別々の条約の枠組の合意を検討すべきであるとする国連事務総長の軍縮提案に留意する。
- 82. 会議は、核軍縮プロセスの最終段階及びその他の関連措置は、時間枠を伴うべきものであると大多数の加盟国が考える法的枠組みの中において追求されるべきであることを強調する。
- 83. 会議は、核軍縮及び不拡散レジームにおける包括的核実験禁止条約(CTBT)の不可欠な役割、すなわち、同条約が、あらゆる核兵器の爆発実験及び他のあらゆる核爆発の中止を達成し、核兵器の開発及び質的改良を抑制し、そして高性能新型核兵器の開発を終結させることによって、垂直的・水平的拡散の双方を阻止するものであることを再確認する。会議は、全加盟国に対し、CTBTの発効までの間、とりわけ新型核兵器の開発に関して、同条約の目標及び目的を阻害するいかなる行動をも慎むよう求める。
- 84. 会議は、CTBTに181か国が署名し、批准が発効の要件とされている35か国を含めた151か国が批准書を寄託していることを歓迎する。このことに関連し、会議は会議期間中になされた中央アフリカ共和国及びトリニダード・トバゴ共和国による批准を歓迎し、インドネシア及びアメリカ合衆国を含む残された発効の要件とされている諸国が、最近、批准プロセスの完了を追求すると表明していることを歓迎する。
- 85. 会議は、CTBT第14条にもとづいて 2009年9月にニューヨークで開催され、同条約発効を促進するための明確かつ実際 的な措置を採択した同条約発効促進会議 において同条約に対して示されたハイレベルの政治的支持を歓迎する。会議は、国際監視システムの重要性を強調するとともに、CTBT機関準備委員会によってなされた同システム完成に向けた進捗を賞賛 する。
- **86.** 会議は、安全保障政策における核兵器の役割をさらに低減させる必要性を強調する。
- 87. 会議は、2009年5月のジュネーブ軍縮会議における作業計画に関するコンセンサスを歓迎しつつ、軍縮会議が10年以上にわ

たり合意された作業計画の遂行のための交 渉と実質的検討を開始することができない でいることを深く懸念するとともに、遅滞 なく同作業が開始されるよう求める。

- 88. 会議は、1996年7月8日にハーグにおいて示された核兵器による威嚇または使用に関する国際司法裁判所の勧告的意見に留意する。
- 89. 会議は、他の核兵器国によって宣言、履行された、核兵器関連施設の閉鎖及び解体を含む一方的削減措置に加え、「戦略攻撃兵器のさらなる削減及び制限のための措置に関するアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約」が署名されたことを歓迎する。会議はまた、いくつかの核兵器国によってなされた消極的安全保証の強化に関する声明とともに、安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を低減するとのいくつかの核兵器国による声明を歓迎し、中国が核兵器先行不使用に基づく宣言的政策を維持していていることに留意する。
- 90. 会議は、核兵器の作戦態勢の緩和と照準解除に関連する措置の声明が、信頼醸成措置と安全保障政策における核兵器の役割の低減を通した核軍縮に貢献することを認識する。
- 91. 会議は、いくつかの核兵器国による兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム宣言を歓迎する。
- 92. 会議は、核不拡散条約第6条及び1995年の「核不拡散及び核軍縮の原則と目標」と題された決定第4(c)項の履行に関する強化された再検討プロセスの範囲内において、また1996年7月8日の国際司法裁判所の勧告的意見を想起しつつ、核兵器国によって提出された定期報告に留意する。
- 93. 会議は、2009年9月に、核軍縮及び不拡散の文脈において信頼醸成措置に関して開催された核兵器国による第1回会合に留意する。
- 94. 会議は、いくつかの核兵器国による保 有核兵器に関する透明性の向上に留意し、 すべての核兵器国が、保有核兵器に関する 透明性をさらに向上させることを奨励す る。
- 95. 会議は、核兵器のない世界の実現に向けた核軍縮諸条約の遵守を保証するために必要とされる核軍縮検証能力の開発の努力を歓迎する。会議は、核弾頭解体の検

証システム確立を目指すノルウェーと英国による協力に留意する。

96. 会議は、核兵器のない世界の実現における本条約の諸目標を前進させるための有益かつ有効な方策としての核軍縮・不拡散教育の重要性を強調する。

### 第VII条及び非核兵器国の安全

- 97. 会議は、加盟国は国連憲章にしたがい、 国際関係において、国家の領土保全及び政治 的独立に対するいかなる武力の行使も威嚇 も慎まなければならないことを再確認する。
- 98. 会議は、地域の関係諸国の自由意志を基礎とし、国際的に認知された非核兵器地帯の設立が、世界及び地域の平和と安定を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目的の実現に貢献することを確信する。
- 99. 会議は、2005年以来取り組まれてきた非核兵器地帯条約締結のための措置、並びに南極条約、トラテロルコ、ラロトンガ、バンコク、ペリンダバ及び中央アジア非核兵器地帯諸条約が核軍縮及び核不拡散という目標を実現するためになしてきた継続的貢献を歓迎する。
- 100. 会議は、モンゴルによる非核兵器地位の宣言を歓迎するとともに、その地位の強化のための同国による措置を支持する。
- 101. 会議は、2009年7月15日のペリンダバ条約発効を歓迎する。会議はまた、各非核兵器地帯による目的達成のための行動を歓迎する。とりわけ、東南アジア非核兵器地帯委員会が、2007年~2012年と期間を定めてバンコク条約の履行強化のための行動計画を促進していること、また東南アジア諸国連合及び核兵器国との間で進行中の東南アジア非核兵器地帯条約の議定書に関する協議を歓迎する。
- 102. 会議は、2009年3月21日の中央アジア非核兵器地帯条約発効を歓迎する。会議は、同非核兵器地帯の設立は、核不拡散体制の強化、核エネルギーの平和利用並びに放射能汚染による影響を受けた地域の環境回復における協力の促進のための重要な歩みであると認識する。会議は、関係諸国が1999年の国連軍縮委員会のガイドラインに従い、中央アジア非核兵器地帯を機能させることに関連する重要課題を解決するよう求める。
- 103. 会議は、いくつかの核兵器国による非核兵器地帯条約議定書の批准、アメリカ合衆国による、アフリカ及び南太平洋非核兵器地帯条約議定書批准を目指すプロセスを開始するとの意思表明、そして中央アジア及び東南アジア非核兵器地帯の加盟国との批准書の署名に関する協議実施の意思表示を、それぞれの批准書への署名と発効のための努力として歓迎する。会議は、本条約第7条が想定する、地域における核兵器の不存在を確保する、非核兵器地帯諸条約の議定書に未だ署名、批准していない

核兵器国が批准、署名することの重要性を 強調する。

- 104. 会議は、核兵器国に対し非核兵器地帯が存在しない地域、とりわけ中東における非核兵器地帯の設立の重要性を強調する。
- **105.** 会議は、非核兵器地帯条約諸条約及び 批准書によって供与される安全保証を実 行に移すよう要請する。

106. 会議は、2005年4月28日にメキシコ・ シティで開かれた第1回非核兵器地帯条約 加盟国会議と、2010年4月30日にニュー ヨークで開かれたモンゴルを加えた第2回 非核兵器地帯条約加盟国会議を、核兵器の ない世界の実現に重要な貢献をなすもの として歓迎する。会議はまた、条約加盟国 及び署名国による、共通の目標実現のため の精力的努力を歓迎する。会議は、各非核 兵器地帯条約の原則及び目標の全面履行 と条約レジームの実質化のための具体的 措置を確立することを通した、現存する非 核兵器地帯間の協力促進と協議メカニズ ム強化を奨励する。会議は、次回の本条約 再検討会議の枠組みの中において、非核兵 器地帯加盟国及び非核兵器地位宣言国に よる会合を開催するというイニシャティ ブを多とする。

### 南アジア及び他の地域的課題

107. 会議は、インド及びパキスタンに対して、無条件かつ速やかに、非核兵器国として核不拡散条約に加盟し、すべての核施設をIAEAの包括的保障措置の下に置くよう求める。会議はさらに、両国が、核兵器及びそれらの運搬手段に利用可能な技術、物質、装置の不拡散のための輸出管理措置を強化するよう求める。

108. 会議は、朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK)による核爆発実験実施声明を強く非難し、DPRKは、如何なることがあろうとも条約に定められた核兵器国の地位を得ることはできないことを宣言する。会議は、平和的手段による朝鮮半島の検証可能な非核化のための有効なメカニズムである6か国協議に対する強固な支持を再確認する。会議は将来、適切な時期に協議が再開されるよう求める。会議は、国連安保理の関連決議の履行の重要性を想起し、DPRKに対し、2005年9月の共同声明に従い、6か国協議における諸誓約を履行するよう強く求める。

### <u>第Ⅷ条</u> NPT再検討プロセスの更なる強化 109~110(略)

111. 会議は、国連軍縮局に本条約の再検討サイクルを支援する専任担当官を追加配置するよう勧告する。当該担当官は自立的に機能し、条約加盟国による諸会議に責任を持つ。加盟国によるさらなる決定までの間、当該担当官に関連する経費は、意思を有する加盟国による自発的な出資による。このような自発的支出は無条件になされる。当該担当官の任務及び役割については、次期再検討サイクルにおいて見直され

るであろう。

### 112(略)

### <u>第IX条</u> 113(略)

114. 会議は、本条約が、核軍縮の促進、核兵 器拡散の防止、核エネルギーの平和利用の 促進、そして重要な安全保障上の利益の提 供のために不可欠であることを再確認す る。会議は、本条約の普遍的遵守がこの目 的達成を可能とすることを引き続き確信 し、本条約に未だ加盟していないインド、 イスラエル及びパキスタンの全てが、これ 以上遅滞することなく、無条件に本条約に 加盟し、必要とされる包括的保障措置協定 のモデル追加議定書に従った追加議定書 を発効させることを求める。会議はまた、 保障措置が施されていない核施設を運用 しているこれら三か国が、核兵器の開発と 配備を追求する政策を明確かつ早急に停 止するとともに、地域及び国際の平和と安 全及び核軍縮と核兵器拡散の防止のため の国際的努力を損なうようないかなる行 動をも慎むよう求める。

### 115~116(略)

117. 会議は、原料物質、特殊核分裂性物質、または特殊核分裂性物質の加工、使用もしくは生産のために特別に設計もしくは調整された装置また物質の移転のための供給取決めを行うためには、IAEAのフルスコープ保障措置と核兵器もしくは他の核爆発装置を入手しないとの法的拘束力のある国際公約の受諾が必要条件として求められることを再確認する。

### <u>第X条</u>

118. 会議は、各加盟国が、この条約が対象とする事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有することを再確認する。会議はまた、第10条にしたがって、そうした脱退が他のすべての条約加盟国及び国連安全保障理事会に対し3か月前に通告されること、また、同通告には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についての記載が含まれなければならないことを再確認する。

119. 会議は、多数の加盟国が、脱退の権利は NPTの諸条項によって確立されたものであると確認したことに留意する。他の関連する国際法との関係において、その解釈には 異なる見解が存在した。会議は、脱退国が、国際法の下、脱退前に犯したNPTへの違反に対し引き続き責任を有することを多数の国が強調したことに留意する。会議はまた、このような脱退は、IAEA保障措置と関連するものを含め、脱退前の条約の履行を通じて生じた脱退国と他の加盟国との間におけるいかなる権利、義務、あるいは法的状況にも影響を及ぼさないことに留意する。

120. 会議は、脱退の法的因果関係ならびに脱退国の遵守状況がいかなるものであれ、

加盟国は速やかに協議を行うべきとの、また、地域的な外交イニシアティブに着手すべきであるとの見解がきわめて多くの加盟国から示されたことに留意する。会議は、脱退権の行使に関して第10条で想定された特定の状況を考慮したとき、きわめて多くの加盟国が国連憲章の下で安保理に委ねられた責任を再確認したことに留意する。

122. (略)

### 結論ならびに 今後の行動に向けた勧告

### Ⅰ.核軍縮

会議は、本条約第6条ならびに1995年の「核不拡散と核軍縮に向けた原則と目標」決定・3及び4(c)項の完全で、効果的、かつ速やかな履行を目指し、2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置を基礎として、核兵器の完全廃棄への具体的措置を含む核軍縮に関する以下の行動計画に合意する。

### A. 原則と目的

- i. 会議は、条約の目的にしたがい、すべて にとって安全な世界を追求し、核兵器の ない世界の平和と安全を達成すること を決意する。
- ii. 会議は、すべての加盟国が第6条の下で 誓約している核軍縮につながるよう、保 有核兵器の完全廃棄を達成するという 核兵器国の明確な約束を再確認する。
- iii. 会議は、2000年NPT再検討会議の最終 文書で合意された実際的措置が引き続 き有効であることを再確認する。
- iv. 会議は、核兵器国による核軍縮につながる重要措置が、国際の安定、平和、安全を促進し、また、すべてにとって強化され、減じない安全という原則に基づくべきであることを再確認する。
- v. 会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。
- vi. 会議は、NPTの普遍性の死活的重要性を確認するとともに、条約の非加盟国に対し、即時かつ無条件に非核兵器国として条約に加盟し、すべての核兵器の完全廃棄を達成することを誓約するよう求める。また、加盟国に対し条約の普遍的加盟を促進し、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えうるいかなる行動もとらないよう求める。

会議は以下を決定する。

- \*行動1:すべての加盟国は、NPT及び核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求することを誓約する。
- \*行動2:すべての加盟国は、条約義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用することを誓約する。

### B. 核兵器の軍縮

- i. 会議は、国際の安定、平和、安全を促進する形で、また、すべてにとって安全が減じず、強化されるという原則に基づき、核兵器国が2000年NPT再検討会議の最終文書で合意された核軍縮につながる措置を履行することが早急に必要であることを再確認する。
- ii. 会議は、核兵器国があらゆる種類の核兵器を削減、廃棄する必要性を強調するとともに、とりわけ最大の核保有国に対し、これに関する努力を率先して行うよう奨励する。
- iii. 会議は、具体的な軍縮努力の実行をすべての核兵器国に求める。また会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する。
- iv. 会議は、核兵器国が核兵器の開発及び質的 改良を抑制すること及び、高性能新型核兵 器の開発を終了させることに対し、非核兵 器国が抱く正統な関心を認識する。

会議は以下を決定する。

- \*行動3:保有核兵器の完全廃棄を達成するとの核兵器国による明確な約束の履行において、核兵器国は、一方的、二国間、地域的、また多国間の措置を通じ、配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減し、究極的に廃棄するため、いっそうの努力を行うことを誓約する。
- \*行動4:ロシア連邦及びアメリカ合衆国は、戦略兵器削減条約の早期発効ならびに完全履行を追求することを誓約する。両国は、保有核兵器のいっそうの削減を達成するための今後の措置について議論を継続するよう奨励される。
- \*行動5:核兵器国は、国際の安定と平和や、減じられることなく強化された安全を促進する形で、2000年NPT再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる措置について、確固たる前進を加速させることを誓約する。この実現に向け、核兵器国はとりわけ以下をめざし速やかに取り組むことが求められる。
  - a. 行動3で確認されたように、あらゆる 種類の核兵器の世界的備蓄の総体的 削減に速やかに向かう。
  - b. 全面的な核軍縮プロセスの不可欠な 一部として、種類や場所を問わずあ らゆる核兵器の問題に対処する。
  - c. あらゆる軍事及び安全保障上の概念、 ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。
  - d. 核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。

- e. 国際の安定と安全を促進するような 形で、核兵器システムの作戦態勢を いっそう緩和することに対する非核 兵器国の正統な関心を考慮する。
- f. 核兵器の偶発的使用の危険性を低下 させる。
- g. 透明性をいっそう高め、相互の信頼 を向上させる。

核兵器国は、上記の履行状況について、 2014年の準備委員会に報告するよう求 められる。2015年の再検討会議は、第6 条の完全履行に向けた次なる措置を検 討する。

\*行動6:すべての加盟国は、ジュネーブ 軍縮会議が、合意された包括的かつバ ランスのとれた作業計画の文脈内にお いて、核軍縮を扱う下部機関を即時に 設置すべきであることに合意する。

### C. 安全の保証

- i. 会議は、核兵器の完全廃棄が核兵器の使用あるいは使用の威嚇を防止する唯一の保証であることを再確認し認識するとともに、核不拡散体制を強化しうる、明確かつ法的拘束力のある安全の保証を核兵器国から供与されることに対する非核兵器国の正統な関心を再確認し認識する。
- ii. 会議は、NPT加盟国である非核兵器国に対し、核兵器の使用や使用の威嚇を行わないという条件付あるいは無条件の安全の保証を供与するという、核兵器国による一方的宣言に留意するとした国連安保理決議984(1995)を想起する。また、非核兵器地帯においては安全の保証が条約に基づいて供与されることを認識し、各非核兵器地帯のために設定された関連議定書を想起する。

NPTの枠内における諸努力を毀損することなく、会議は以下を決定する。

- \*行動7: すべての加盟国は、合意された包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、ジュネーブ軍縮会議(CD)が核兵器の使用あるいは使用の威嚇から非核兵器国の安全を保証するための効果的な国際取り決めに関する協議を即時開始すべきであることに合意する。また、制限を排し、法的拘束力のある国際条約を除外することなく、この問題のあらゆる側面を扱う勧告をより良いものにすることをめざした実質的な議論を行うことに合意する。再検討会議は、国連事務総長に対しCDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう求める。
- \*行動8:すべての核兵器国は、安全の保証に関する既存の誓約を完全に尊重することを誓約する。条約加盟国である非核兵器国に安全の保証を供与していない核兵器国は、そうした行動をとるよう奨励される。
- \*行動9:地域の関係諸国間の自由意志で 合意された取り決めに基づき、また、国

連軍縮委員会の1999年ガイドラインにしたがい、適切な地域に非核兵器地帯を追加して設立することが奨励される。すべての関連国は、非核兵器地帯条約ならびに関連議定書を批准するよう、また消極的安全保証を含む、すべての非核兵器地帯条約における法的拘束力のある関連議定書の発効に向けて系統的に協議し、協力するよう奨励される。関係国は、関連するいかなる留保をも見直すことが奨励される。

### D. 核実験

- i. 会議は、すべての核爆発実験ならびに他の核爆発の中止が、核兵器の開発と質的改良を抑制し、高性能新型核兵器の開発を終了させることにより、あらゆる側面において核軍縮と不拡散の有効な措置となることを認識する。
- ii. 会議は、国際的な核軍縮・不拡散体制の中心要素である包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効の死活的重要性を再確認するとともに、CTBTの発効までの間、それぞれの核爆発実験モラトリアムを堅持するという核兵器国の決定を再確認する。

### 会議は以下を決定する。

- \*行動10:すべての核兵器国は、核兵器国による肯定的な決定がCTBTの批准に向けた有益な効果を生むであろうこと、また、核兵器国が付属文書2の国家、とりわけNPTに参加しておらず、保障措置下にない核施設の運用を継続している国家に署名と批准を奨励するという特別の責任を有することに留意しつつ、CTBTを批准することを約束する。
- \*行動11:CTBTの発効までの間、すべての国家は、核爆発実験あるいは他の核爆発、核兵器に関する新技術の利用及びCTBTの目標と目的を損ういかなる行動をも慎むことを誓約する。また、核兵器爆発実験に関するすべての既存のモラトリアムは継続されるべきである。
- \*行動12:すべてのCTBT批准国は、CTBT 発効促進会議ならびに2009年9月の同 会議で全会一致で採択された措置の貢 献を認識するとともに、CTBT早期発効 への進展を2011年の会議において報 告することを誓約する。
- \*行動13:すべてのCTBT批准国は、国家、 地域、世界レベルでCTBTの発効ならび に履行を促進することを約束する。
- \*行動14:包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO)準備委員会は、同委員会の任務にしたがい、国際監視システム(IMS) の早期完成及び暫定運用を含め、CTBT 検証体制を完全に確立するよう奨励される。CTBTO準備委員会は、条約発効の 暁には、効果的で信頼性があり、直接参加的で、差別的でない、世界を網羅した 検証組織として機能し、CTBT遵守の確保主体となるべきである。

### E. 核分裂性物質

i. 会議は、核兵器あるいは他の核爆発装置 のための核分裂性物質の生産を禁止す る、差別的でなく、多国間の、国際的かつ 効果的に検証可能な条約を交渉し、妥結 することが早急に必要であることを再 確認する。

会議は以下を決定する。

- \*行動15: すべての加盟国は、合意された、包括的かつバランスのとれた作業計画の文脈において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務にしたがい、核兵器用及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉をCDが即時に開始すべきであることに合意する。また、これに関して、再検討会議は、CDの作業を支援するためのハイレベル会議を2010年9月に開催するよう国連事務総長に求める。
- \*行動16:核兵器国は、軍事的にもはや不要と各国が判断したすべての核分裂性物質について、国際原子力機関(IAEA) に適宜申告することを誓約するよう奨励される。また、これら物質が恒久的に軍事計画の外に置かれることを確保すべく、可能な限り早期に、当該物質をIAEAあるいは他の関連する国際検証及び平和目的への転換取り決めの下に置くことが奨励される。
- \*行動17:行動16の文脈の中で、すべての加盟国は、それぞれの核兵器国で軍事的にもはや不要と判断された核分裂性物質の不可逆的除去を確保するべく、IAEAの文脈において、適切かつ法的拘束力のある検証取り決めの開発を援助するよう奨励される。
- \*行動18:核兵器あるいは他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産施設の解体あるいは平和利用への転換に向けたプロセスを開始していないすべての国家は、そのような行動を取るよう奨励される。

### F. 核軍縮を支える他の措置

i. 会議は、核軍縮ならびに核兵器のない世界の平和と安全の達成には、公開と協調が不可欠であることを認識し、透明性向上と効果的な検証を通じた信頼を強化することの重要性を強調する。

会議は以下を決定する。

- \*行動19: すべての加盟国は、信頼の増進、透明性の向上、核軍縮に関する効果的な検証能力の開発をめざした各国政府、国連、他の国際及び地域機構、そして市民社会による協力関係を支援してゆくことの重要性について合意する。
- \*行動20:加盟国は、強化された条約再検 討プロセスの枠組みにおいて、本行動 計画ならびに第6条、1995年の決定「核 不拡散と核軍縮のための原則と目標」

- の4(c)項及び2000年再検討会議の最終文書で合意された実際的措置の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告を提出しなければならない。
- \*行動21:すべての核兵器国は、信頼醸成 措置として、報告の標準様式について 可能な限り早期に合意するとともに、 国家安全保障を損なわずに、標準化さ れた情報を自発的に提供するという目 的において、適切な報告提出の間隔を 決定するよう奨励される。国連事務総 長は、核兵器国から提供される情報を 含め、公衆からアクセス可能な情報集 積サイトを確保するよう求められる。
- \*行動22:すべての加盟国は、核兵器のない世界の実現を支持し、条約の目標を前進させるために、軍縮・不拡散教育に関する国連の研究に関する国連事務総長報告(A/57/124)に盛り込まれた勧告を履行するよう奨励される。

### Ⅱ. 核不拡散

会議は、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」と題された1995年の再検討・延長会議の決定を想起し、再確認する。会議は、同原則の第1節ならびに条約第3条に関連する要素、とりわけ9-13節及び17-19節、そして第7条に関連した部分、とりわけ5-7節に留意する。会議は、1995年会議で採択された中東に関する決議を想起し、再確認する。会議は、2000年NPT再検討会議の成果についても想起し、再確認する。

- \*行動23:会議は、条約の普遍的支持の促進に向けたあらゆる努力を払い、条約の普遍化の見通しに否定的影響を与えうるいかなる行動も慎むよう、すべての加盟国に求める。
- \*行動24:会議は、第3条の規定にしたがい、加盟国のすべての平和的核活動におけるあらゆる原料物質または特殊核分裂性物質にIAEA包括的保障措置を適用するよう求めた過去の再検討会議の決定を支持する。
- \*行動25:会議は、18の条約加盟国が包括 的保障措置協定を未だ発効させていな いことに留意し、可能な限り早期に、さ らなる遅滞なく、そうした行動を取る よう当該諸国に強く求める。
- \*行動26:会議は、条約の全体性や保障措置システムの権威を堅持するべく、あらゆる遵守問題に対応し、不拡散義務を遵守することの重要性を強調する。
- \*行動27:会議は、IAEA憲章や各加盟国の 法的義務に完全に合致した形で、保障 措置義務に関するすべての不遵守問題 を解決する重要性を強調する。これに 関して、会議は、IAEAとの協力を拡大す るよう加盟国に求める。

- \*行動28:会議は、追加議定書を未だ締結、発効させていないすべての国家に対し、可能な限り早期にそうした行動を取るよう、また、発効までの間、追加議定書を暫定的に履行するよう奨励する。
- \*行動29:会議は、IAEAに対し、包括的保障措置協定及び追加議定書の締結と発効を促進し、加盟国を支援することを奨励する。会議は、加盟国に対し、包括的保障措置協定の普遍性を促進しうる具体的措置についての検討を求める。
- \*行動30:会議は、IAEAのリソース確保の可能性を考慮しつつ、自発的申し出に基づく関連保障措置協定の下、可能な限りもっとも経済的かつ実際的な方法で、核兵器国の平和的核施設への保障措置の適用拡大を求める。また、核兵器の完全廃棄が達成された際には、包括的保障措置及び追加議定書が普遍的に適用されるべきことを強調する。
- \*行動31:会議は、少量議定書を修正あるいは破棄していないすべての加盟国に対し、適宜、可能な限り早期に、そのような行動を取るよう奨励する。
- \*行動32:会議は、IAEA保障措置は定期的に検討、評価されるべきであると勧告する。IAEA保障措置のさらなる有効性強化と能力向上を目的としてIAEAの政策機関が採択した決定は支持され、履行されるべきである。
- \*行動33:会議は、すべての加盟国に対し、IAEAが条約第3条の求める保障措置適用の責務を効果的に果たせるよう、同機関に対するあらゆる政治的、技術的、財政的支援を確実に継続することを求める。
- \*行動34:会議は、IAEA憲章の枠組みの中で、加盟国間やIAEAとの協力を通じ、高度な保障措置に向けた、強力で、柔軟性と適応性があり、対費用効果の高い国際技術基盤の開発をいっそう進めるよう、すべての加盟国に奨励する。
- \*行動35:会議は、すべての加盟国に対し、自国の核関連輸出を、直接的にも間接的にも核兵器あるいは他の核爆発装置の開発を支援しておらず、また、当該輸出が条約第1、2、3条及び1995年再検討・延長会議で採択された「核不拡散と軍縮に関する原則と目標」決定に特に明記された条約の目標と目的に完全に合致したものとするよう強く求める。
- \*行動36:会議は、加盟国に対し、自国の 国家的輸出管理を確立させる上で、多国 間で交渉され、合意されたガイドライン や了解事項を活用することを奨励する。
- \*行動37:会議は、加盟国に対し、核輸出 に関する決定を行う際には、受領国が

- IAEAの保障措置義務を履行しているか 否かを考慮するよう奨励する。
- \*行動38:会議は、すべての加盟国に対し、条約の目的を履行すべく行動するなかで、平和目的の核物質、装置、技術情報に対する完全なアクセスという、すべての国家、とりわけ発展途上国の正統な権利を守るよう求める。
- \*行動39: 加盟国は、条約第1条、2条、3 条、4条にしたがい、核技術及び物質の 移転ならびに加盟国間の国際協力を促進するよう奨励される。また、これに関 して、条約と相反するいかなる不当な 制限をも排除することが奨励される。
- \*行動40:会議は、すべての加盟国に対し、核物質や施設の保安や物理的防護について、可能な限り最も高いレベルを維持することを奨励する。
- \*行動41:会議は、すべての加盟国に対し、核物質及び核施設の物理的防護に関するIAEA勧告(INFCIR/225/Rev.4 (Corrected))ならびに他の関連国際条約を可能な限り早期に、適用するよう奨励する。
- \*行動42:会議は、核物質防護条約の全加 盟国に対し、同条約の改正を可能な限 り早期に批准するよう要請するととも に、発効までの間、改正の目標と目的に 合致した行動をとるよう奨励する。
- \*行動43:会議は、すべての加盟国に対し、2004年のIAEA理事会で採択された改正「放射線源の安全とセキュリティに関するIAEA行動規範」ならびに「放射線源の輸出入ガイダンス」の原則を履行するよう強く求める。
- \*行動44:会議は、すべての加盟国に対し、関連する国際法上の義務に合致した形で、自国領土全域における核物質の違法取引を探知し、抑止し、阻止するための能力を育成することを求める。また、このことにおける国際的な連携や能力育成の強化に取り組むべき立場にある国々が、それらに取り組むことを求める。会議はまた、加盟国に対し、関連国際法の義務に合致した形で、核兵器の拡散防止に向けた効果的な国内管理を確立するよう求める。
- \*行動45:会議は、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」を未だ締約していないすべての加盟国が、可能な限り早期に同条約を締約するよう奨励する。
- \*行動46:会議は、IAEAに対し、核物質の計量及び管理にかかる国内システム、または地域レベルのシステムについて、それらの確立や維持を含めた核物質の国内法制による管理強化の面で加盟国に

継続的な支援を行うよう奨励する。

### Ⅲ. 原子力の平和利用

会議は、NPTが、核エネルギーの平和利用を可能にする信頼と協力の枠組みをもたらすことによって、平和利用の発展を促進していることを再確認する。会議は、すべての加盟国に対し、条約の全条項に合致する形で行動し、以下を行うよう求める。

- \*行動47:核エネルギーの平和利用や燃料サイクル政策に関する各国の政策や国際協力合意及び取り決めを侵害することなく、核エネルギーの平和利用の分野における各国の選択や決定を尊重する。
- \*行動48:核エネルギーの平和利用に向けた装置、物質、科学及び技術情報の最大限の交換を促進し、それに参加する加盟国の権利を再確認することを約束する。
- \*行動49:世界の発展途上地域のニーズを考慮し、平和目的の核エネルギーのさらなる開発に向けて他の加盟国や国際機関と協力する。
- \*行動50:発展途上国の需要を特に考慮 しつつ、条約加盟国である非核兵器国 を優先的に扱う。
- \*行動51:条約第1条、2条、3条、4条に従い、核技術の移転や加盟国間での国際協力を促進するとともに、これに関して条約に相反するいかなる制約も排除する。
- \*行動52:IAEA内部における、同機関の技術協力計画の有用性や能率を向上させるための努力を継続する。
- \*行動53:核エネルギーの平和利用に関して発展途上の加盟国を支援するというIAEAの技術協力計画を強化する。
- \*行動54: 技術協力活動へのIAEAのリソースを十分に確保し、不確定要因の除去を確実にするためのあらゆる努力を払い、具体的な措置をとる。
- \*行動55:IAEAの活動の支援として各国あるいは国家グループが既に約束した拠出を歓迎しつつ、それをなすべき立場にあるすべての加盟国に対し、今後5年間にIAEA活動への予算外拠出として1億ドルを調達するイニシアティブに対する追加拠出を奨励する。
- \*行動56:核エネルギー平和利用の発展 に不可欠な特殊技能を有する労働力を 訓練するための国内、二国間、国際努力 を奨励する。
- \*行動57:原子力発電を含む核エネルギーの開発にあたっては、核エネルギーの使用は、国内法及び各国の国際的義務にしたがい、保障措置ならびに適切かつ

有効な水準の安全と保安に対する誓約 と、それらの履行の継続が伴うものでな ければならないことを確認する。

- \*行動58:IAEAまたは地域機構の支援の下、差別的でなく透明性のある方法で、核燃料供給の保証のためのメカニズムを構築する可能性や、条約上の権利に影響を与えず、国家の燃料サイクル政策を阻害しない核燃料サイクルのバックエンド計画を含む、核燃料サイクルの多国間アプローチに関するさらなる議論を継続する。その一方で、IAEAのフルスコープ保障措置の要求を含む、これらの問題をめぐる技術的、法的、財政的諸課題に取り組む。
- \*行動59:「原子力安全条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」、「使用済燃料管理および放射性廃棄物管理の安全に関する条約」、「核によるテロリズム行為等の防止に関する国際条約」、「核物質防護条約(CPPNM)」の未加盟国は締約を検討する。また、早期の発効を可能とするべく、CPPNMの改正を批准する。
- \*行動60:原子力産業や民間部門との対話を通じたものを含め、核安全と保安の分野における最良慣行(ベスト・プラクティス)の適宜共有を促進する。
- \*行動61:関係国に対し、技術的及び経済 的に可能な限り、自由意志を原則とし て、民生用備蓄及び使用における高濃 縮ウランを最小限度に抑制するための さらなる努力を奨励する。
- \*行動62:安全、保安、環境保護に関する 国際基準にしたがって放射性物質を輸送する。また、信頼を醸成するとともに、 輸送上の安全、保安、緊急時対応に関す る懸念に対処すべく、輸送国と沿岸国間 のコミュニケーションを継続する。
- \*行動63:関連する主要な国際諸条約で確立された原則に基づき、関連する国際条約の加盟国となり、もしくは適切な国内法を採択することによって民生用核に関する責任体制を実効化する。
- \*行動64:会議は、すべての加盟国に対し、2009年9月18日のIAEA総会で全会一致採択された「運転中あるいは建設中の核施設に対する軍事攻撃あるいは攻撃の威嚇の禁止」に関する決定に従うことを求める。

### Ⅳ. 中東、とりわけ1995年中東決議の履行

1. 会議は、1995年再検討・延長会議における中東に関する決議の重要性を再確認し、その目的と目標が2000年NPT再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、これら目的と目標が達成されるまで決議が有効であり続けることを

強調する。NPTの寄託国(ロシア連邦、英国、アメリカ合衆国)により共同提案された同決議は、1995年会議の成果の重要な要素であり、1995年の条約の無投票の無期限延長の基礎の重要な要素でもある。加盟国は、個別あるいは協働して、その速やかな履行に向けたあらゆる必要な措置に着手するとの決意を新たにする。

- 2. 会議は、中東和平プロセスの目的と目標への支持を再確認し、この努力が、関連する他の努力とともに、とりわけ中東非核・非大量破壊兵器地帯に貢献することを認識する。
- 3. 会議は、2010再検討会議において、 1995年の中東決議の完全な履行に向け た5つの核兵器国の誓約が再確認され たことに留意する。
- 4. 会議は、1995年の中東決議の履行に向けた進展がほとんど達成されていないことに遺憾の意を表明する。
- 5. 会議は、イスラエルによる条約加盟ならびに同国のすべての核施設をIAEAの包括的保証措置の下に置くことの重要性が2000年再検討会議で再確認されたことを想起する。会議は、条約の普遍性を達成することの緊急性と重要性を再確認する。会議は、条約の普遍性を早期に達成すべく、中東における条約未加盟国に対し、非核兵器国として条約に加盟するよう求める。
- 6. 会議は、条約に基づく自国の義務と誓約がすべての加盟国によって厳格に遵守されることの必要性を強調する。会議は、地域のすべての加盟国に対し、1995年決議の目標の実現に貢献する関連措置ならびに信頼醸成措置を講じるよう強く求める。また、この目的の達成を阻むいかなる措置もとらないよう、すべての加盟国に求める。
- 7. 会議は、1995年決議の完全履行につな がるプロセスの重要性を強調する。会議 はこの目的に向けた以下の実際的措置 を支持する。
  - (a) 国連事務総長ならびに1995年中東 決議の共同提案国は、地域国家との 協議に基づき、中東の全国家の参加 の下、中東非核・非大量破壊兵器地帯 の設立に関する会議を2012年に開 催する。これは、地域国家の自由意思 による取り決めに基づくものであ り、また、核兵器国の全面的支援及び 関与を得るものである。2012年会議 は、1995年中東決議を委任された議 題とする。
  - (b) 地域国家との協議に基づき、国連事務 総長並びに1995年中東決議の共同提 案国はファシリテーター(調停人)を 任命する。ファシリテーターは、地域

国家との協議を行い、2012年会議の 開催準備を通じて1995年決議の履行 を支援するという任務を持つ。ファシ リテーターはまた、2012年会議に参 加した地域国家で合意された後継措 置の履行も支援する。ファシリテー ターは2015年再検討会議ならびにそ の準備委員会において報告を行う。

- (c) 国連事務総長ならびに1995年中東 決議の共同提案国は、地域国家との 協議に基づき、2012年会議の主催国 を指名する。
- (d) 過去の実績やそこで得られた経験を踏まえ、非核・非大量破壊兵器及び運搬手段地帯のあり方に関して、IAEA、化学兵器禁止機関(OPCW)、及びその他の関連する国際組織に2012年会議に向けた背景文書の準備を要請することなど、決議の履行を支援することを目的とした追加的措置を講じる。
- (e) 欧州連合による2008年6月のフォローアップセミナーの主催の申し出を含め、決議の履行を支援することを目的としたあらゆる提案を検討する。
- 8. 会議は、核、化学、生物という、地域におけるすべての大量破壊兵器の全面的かつ完全な廃棄の達成につながるプロセスにおいては、内容的にも時期的にも並行した進展を維持することが求められることを強調する。
- 9. 会議は、条約のすべての加盟国、とりわけ核兵器国と地域国家が、決議の履行に向けて行った措置について、国連事務局を通じ、2015年再検討会議の議長ならびに再検討会議に先立って行われる準備委員会の議長に継続して報告すべきであることを再確認する。
- 10. 会議は、決議の履行に対する貢献として、市民社会が果たす役割の重要性をいっそう認識し、この点におけるあらゆる努力を奨励する。

### 他の地域的問題

1. 会議は、朝鮮民主主義人民共和国(DPRK) に対し、2005年9月の共同声明にしたがい、あらゆる核兵器ならびに現存する核計画の完全かつ検証可能な廃棄を含む、6か国協議に基づく誓約を履行するよう強く求める。また、DPRKに対し、NPTと IAEA保証措置協定の遵守に早期に復帰するよう強く求める。会議はまた、DPRK 及びすべての加盟国に対し、関連するすべての核不拡散・核軍縮義務を完全に履行するよう求める。会議は、6か国協議への強固な支持を再確認するとともに、外交的手段を通じてこの事案が包含する諸問題に対する十分かつ包括的な解決を達成することを引き続き誓う。

(訳:ピースデポ)

# 日韓NGOワークショップ

# 日本非核宣言自治体協議会代表団の発言(要約)

5月6日、ピースデポは、ニューヨーク国連本部においてNPT再検討会議のサイド・イベントとして、ワークショップ「北東アジア非核兵器地帯は「核兵器のない世界」を推進する」(日韓NGO6団体共催)を開催した。日韓の国会議員、自治体、市民社会を初め、世界各地のNGO関係者など約90名が参加した。その中から、今回、初めてNPT再検討会議に代表団を派遣した日本非核宣言自治体協議会(以下、非核協)の代表4氏の発言を要約して報告する。(文責:編集部)



田上富久·長崎市長 (非核協会長)

被爆地の訴えを活かす 北東アジア 非核兵器地帯の創設

被爆地の市民は、原子爆弾による惨禍 を経験した被爆者の「世界の誰にも、あ の悲惨な体験をさせたくない」という思 いを受け継ぎ、核兵器廃絶を訴え続けて きました。一方で、我が国は、日米安保条 約にもとづき、いわゆる「核の傘」の下に おかれてきた歴史があります。自国の安 全保障を他国の核兵器に頼りながら核 兵器廃絶を訴えるのは、自分は安全な場 所にいて、危険なところにいる人には武 器を持つなと言っているのと同じで、説 得力がないとの指摘をしばしば受けて きました。人類を核兵器から守るため、 必死で被害の実相を証言する被爆者の 言葉が伝わらないもどかしさを感じて きました。北東アジア非核兵器地帯の創 設は、この矛盾への有効な解決策になり ます。それは、核の傘から非核の傘に移 ることを意味しています。長崎市は、8月 9日の平和宣言で、毎年、非核兵器地帯に 言及しています。非核協は、ピースデポ の皆さんの協力をいただきながら、非核 兵器地帯の創設に向けた努力を呼びか けていきます。

各国政府代表には、人間としての視点を持ち、広島・長崎の被害者の姿を忘れず、交渉の進展に力を尽くし、その上で核兵器禁止条約の議論をスタートするとの合意に達していただきたい。



海老根靖典·藤沢市長 (非核協副会長)

姉妹都市を活かして行動の輪を広げたい

私の街、神奈川県藤沢市は、日本で初めて、「核兵器廃絶平和都市宣言」や「平和基金条例」、そして「核兵器廃絶平和推進の基本に関する条例」を制定し、市民とともに恒久平和を目指している都市です。

今年は市制施行70年目で、長崎から頂いた被爆したクスノキの苗木を次代を担う子どもたちとともに、末永く育てていきたいと思っています。

ここでは、3つの提案をします。第1は、 2020年までに具体的な核兵器廃絶のた めの行動を起こしていくために、平和を 願う市長の声を拡大していかねばなり ません。世界中の市長が平和市長会議 に参加して欲しいのです。藤沢市には、 韓国にポリョン市という姉妹都市があ りますが、これを活かします。また、イラ ン、北朝鮮や中国の自治体にも広げた い。第2は、広島・長崎での国際会議の開 催です。8月6日に、パン・ギムン国連事務 総長が広島に来られることは意義深い ことですが、世界中の方に来ていただき たい。藤沢市の子どもたちも、毎年8月、 長崎へ派遣しています。百聞は一見にし かずです。第3は、この会議も有難いもの ではありますが、世界の人々が、統一し た行動と、提言を持って核保有国や国連 に訴えていくべきだと思います。

........



竹内脩·枚方市長 (非核協副会長)

2020年までの核廃絶に 向け、具体的な交渉を

1982年、枚方市は悲惨な戦争の歴史 を風化させてはいけないと、大阪府下で 初めて非核平和都市宣言を行いました。 1939年に軍事工場の大爆発が起きた3 月1日を平和の日と定め、以来、戦争の記 憶を後世に伝えるため、市内小学生の広 島への平和旅行、市内の戦争遺跡の保存 に取り組んでいます。広島、長崎の日そ して8月15日には、地元ラジオを通じ、公 **園にあるカリヨンの鐘の音が市内中に** 響きわたります。1分間の黙とうを捧げ、 原爆と戦争犠牲者の冥福、そして世界の 恒久平和を祈念します。また、枚方市で は、平和の推進が最重要な取り組み事項 であるとの認識に立ち、平和施策の担当 課を市長直轄部に所属させ、平和なまち づくりを発信しています。このように平 和を希求する枚方市民の願いを胸に、私は今この場に立っています。

枚方市は、平和市長会議が提唱されている「2020ビジョン」やNPTを補完する「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同するとともに、NPT再検討会議において、2020年までの核廃絶に向け、具体的な交渉が実現することを強く願います。そして、未来を担う子どもたちが核の脅威にさらされることがない時代を構築するため、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を訴えつづけて参ります。



吉原孝・長崎市議会議長 長崎が最後の被爆地に なることを願い、 被爆の実相を訴え続ける

被爆地長崎の市民の代表として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴えるために参りました。私ごとではございますが、私自身も被爆者です。当時4才4か月であった私は、爆心地の南東3.9kmの自宅付近で被爆しました。あの時、一瞬ピカッと光が走り、数秒して地を裂かんばかりの大音響がし、すごい爆風で飛ばされた記憶があります。

長崎市議会は、本年3月19日の本会議において、「非核三原則の法制化を求める意見書」を全会一致で可決しました。これは、日本政府が早急に非核三原則を法制化し、核兵器のない世界の実現に一層の取り組みを行うよう強く要請するものです。同月、田上長崎市長とともに、鳩山首相及び岡田外務大臣に同意見書を直接手渡してきたところです。

この残虐な核兵器を、人間が人間の頭の上に再び落とすことがあってはなりません。人類を、世界を滅ぼす可能性がある核兵器と、我々人類は決して共存できないのです。これからも、被爆都市長崎の市議会の代表として、長崎が最後の被爆地になることを願い、平和の尊さを後世に語り継ぐとともに、世界の人々に被爆の実相と原爆の悲惨さを訴え続け、核兵器廃絶に向けて努力してまいります。

# NPT再検討会議の宿題

2010年NPT再検討会議は、5月28日午後「核兵器のない世界」の実現を決意し、64項目の行動計画を柱とする最終文書を全会一致で採択した。

最悪だった2005年の同会議とは異なり、とも角も最終合意にまで漕ぎ着けられた点は多としたい。しかし核軍縮分野についていえば、2000年合意の再確認に若干のプラス要因が加えられたものの、実現の保証に乏しい言葉の綾(あや)に終わったのはいかにも残念であったし、不満が残った。大挙して訪米した被爆者や長崎、広島の両市長をはじめとするNGOの人たちの懸命の努力にもかかわらず、現実の国際政治の壁は厚かった。米国メディアの冷淡さとニューヨーク市民の多数の無関心さと共に、初夏の風はなおこれらの人たちに温もりを与えてはくれなかった。

被爆地が期待をかけていた平和市長会議の「ヒロシマ・ナガサキ議定書」は、これを外交の場に仲介しようとする国は皆無であった。期限を設定した核軍縮案には一顧だにしない核保有国の性格からすれば、2015年までに核廃絶を完了させるとした議定書では無理と判断された結果であろうか。あたかもそれを裏付けるような局面が、今回の再検討会議においても明らかに示されたといえそうだ。当初案に盛り込まれていた核廃絶に向けた「工程表」の積極的な表現や具体的な履行期限は、核保有国のかたくなな抵抗によってほとんど消え去ってしまったからである。

最終合意案では2014年のNPT再検討会議準備委員会に対して、核保有国はそれまでの核軍縮の進展状況を報告することが求められ、また「核軍縮の最終局面は合意された法的枠組み内で行われ、大半の加盟国は具体的期限が必要だと考えていると確認」とされたのがせめてもの救いといえるだろう。しかしこれとても、結局は核保有国がどこまで誠実に今後の行動を

続けるかに委ねられている点では今までと変わりはない。ただ高らかに「核兵器のない世界」を掲げて登場したオバマ政権下の現在、よもや1995年の背信行為を繰り返すことはあるまいと信じるほかはなさそうだ。当時の核保有国の背信行為とは何であったか。NPTの無期限延長を達成したい核兵器国に対して、非同盟諸国を中心とする非核兵器国は反対する空気が圧倒的に強かった。NPTの不平等性を含めて、核兵器国に対する根強い不信感がその底流にあっためである。

米国のクリントン政権は先頭に立って非核 兵器国の説得に乗り出し、日本政府も一翼を 担って動いた。一説によると発展途上国には経 済支援をチラつかせての切り崩しさえ行われ たという。結果として条約の無期限延長が決定 されたが、同時に「条約の再検討プロセスの強 化」と「核軍縮の原則」がパッケージとして採択 された。ところが次の5年後までの間にCTBTを 除いては、核軍縮についてほとんど見るべき成 果が示されず非核兵器国の強い不満と不信を 買っていた。こうした背景の下に出現した「新 アジェンダ連合」の7ヵ国政府の活躍によって、 2000年には画期的とされる再検討会議の最終 合意が得られたのであった。

今回の再検討会議でもう1つ注目されたのは、「核兵器禁止条約の検討を呼びかけた潘基文・国連事務総長の提案に留意」と表明されている点だ。1996年以来、国連総会では多数国によって支持されてきた核兵器禁止条約が、たとえ留意の程度ではあっても再検討会議の合意文書に初めて顔を出した意義は大きい。ここを突破口として次回再検討会議には公式議題に採択されるよう、賛成国政府とNGOは一体となって働きかけるべきであろう。その意味で平和市長会議も2020といった期限に固執せず、他のNGOとの連携強化に重点を置くべきではあるまいか。



特別連載エッセー●46

被爆地の一角から

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年~92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。

土山秀夫

2010.5.21~6.5

作成:塚田晋一郎、新田哲史

IAEA=国際原子力機関/LEU=低濃縮ウラン/ NPT=核不拡散条約/WSJ=ウォール・ストリー ト・ジャーナル

- ●5月22日 パキスタンが計画中のチャシュマ 原発3、4号機の建設総額の82%(15億6千万ド ル)を中国が援助すると合意したことが判明。
- ●5月23日 イスラエルのペレス大統領、イラン の核開発の可能性が弱まれば、パレスチナとの 和平協定締結の可能性が高まると述べる。WSJ。
- ●5月24日 イラン、天野IAEA事務局長に、トル コへLEUを輸送する意思を通知する書簡を提出。
- ●5月24日 韓国政府、同国哨戒艦が北朝鮮の 魚雷攻撃で沈没したとする調査結果が出たこ とを受け、北朝鮮に制裁を科す方針を表明。
- ●5月24日 英紙ガーディアン、イスラエルが南 アに核弾頭を売却しようとしたことが、75年の 南アの機密文書で明らかになったと報じる。
- ●5月25日 米空軍、超音速無人機「X51ウェー ブライダー」の飛行実験をカリフォルニア沖で 実施し、マッハ6を記録したと発表。
- ●5月25日 イランのサジャディ駐ロ大使、安保 理制裁決議が採択された場合、ブラジル、トルコ と締結したLEU移送合意を見直すと表明。
- ●5月26日 ヘイグ英外相、保有核弾頭数の上 限を225発以下とし、実戦配備は160発以下を 維持するとの方針を明らかに。
- ●5月26日 ポーランド北東部モロングに米地 対空迎撃ミサイル「パトリオット」配備。
- ●5月27日 ロシアのラブロフ外相、米パトリ オットのポーランド配備に対し、「国境付近で あり、理解できない」と不快感を表明。
- ●5月27日 オバマ米政権、同政権初の「国家安 全保障戦略」発表。
- ●5月28日 NPT再検討会議、最終文書を全会一 致で採択し、閉幕(3日~、ニューヨーク国連本 部)。(本号参照)
- ●5月28日 広島県と広島市、11月に同市内で 第11回「ノーベル平和賞受賞者世界サミット」 の開催を発表。
- ●5月28日 北朝鮮に出入港する船舶に対する 「貨物検査特別措置法」、参院本会議で賛成多数 で可決、成立。
- ●5月30日 日中韓首脳会談、韓国済州島で閉

と登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

幕(29日~)。韓国哨戒艇沈没問題の安保理提起 を目指す日韓に対し、中国は慎重姿勢示す。

- ●5月31日 鳩山首相、来日した温・中国首相、 と首相官邸で会談。東シナ海ガス田開発の条約 締結交渉にできるだけ早期に入ることで一致。
- ●5月31日 IAEAの天野事務局長、イランに関 する報告書を35理事国に配布。イランはIAEA に、20%濃縮ウランを5.7キロ製造したと報告。
- ●5月31日 パレスチナ自治区ガザへ向かう国 際支援船団をイスラエル軍が地中海洋上で急 襲、拿捕。船団側の市民約10人が死亡
- ●6月2日 鳩山首相と小沢民主党幹事長、普天 間基地移設問題と政治資金問題で責任を取り、 辞任を表明。
- ●6月2日 イスラエルのネタニヤフ首相、「ガ ザに人道危機はない」とし、封鎖を正当化。
- ●6月3日 ジュネーブ軍縮会議、第2会期開幕。
- ●6月4日 民主党、菅直人新代表を選出。衆参 両院本会議で首相に選出。
- ●6月4日 放送局「ビルマ民主の声」(オスロ)、 ミャンマー軍事政権が北朝鮮の協力で核開発 に着手した疑いを指摘する報告書を発表。
- ●6月5日 世界25か国で核兵器禁止条約を求 めるNGOによる「核兵器廃絶の日」同時行動。潘 国連事務総長が支持を表明。

### 沖縄

- ●5月21日 仲井真知事、政府が普天間飛行場 の名護市辺野古への移設を検討していること に関して、「正直駄目だと思う。元に戻る案が県 内で受け入れられる状況にはない」と述べる。
- ●5月21日 辺野古区行政委員会、キャンプ・ シュワブ沿岸部への普天間移設を、環境影響評 価の現行範囲内での沖合移動や、補償の拡充な どを条件にした移設容認を全会一致で決議。
- ●5月21日 米空軍嘉手納基地、5月末から4か 月間、米ニューメキシコ州ホロマン空軍基地所 属のF22・12機を一時配備すると発表。
- ●5月23日 鳩山首相が来県。仲井真知事らと 会談し、普天間の辺野古移設を明言。知事は「極 めて遺憾で、極めて厳しい」とし、稲嶺名護市長 は「到底受け入れられない」と改めて表明。
- ●5月23日 鳩山首相、那覇市内で県内経済団体 の代表者らと、名護市で北部12市町村長と懇談。 全員が辺野古移設を拒否、県外移転を求める。
- ●5月25日 福島社民党党首、来県し、仲井真知 事らと会談。辺野古移設を方針とする日米合意 の撤回を求める立場を述べる。
- ●5月26日 民主党県連の喜納代表ら、首相官 邸に鳩山首相を訪ね、普天間の辺野古移設を断 念し、県外や国外を追求するよう改めて要請。
- ●5月27日 鳩山首相、都内での全国知事会で、

### 好評発売中!(5月15日発行) イアブック 「核軍縮・平和2009-10」

-市民と自治体のために 監修:梅林宏道/発行:NPO法人ピースデポ 発売元:高文研/A5版、320頁



- 会員価格1500円 一般価格1800円 (+送料)
- ●特集:「核兵器のない世界」へ
- □ 48 のキーワード □ 42 の一次資料
- □ 市民と自治体にできること

★ご注文はピースデポへお電話・メール・FAX を!

普天間基地などの一部訓練の全国への分散に ついて協力を求める。

- ●5月28日 日米両政府、普天間移設先を「辺野 古崎地区と隣接する水域」とする共同声明を発 表。鳩山首相は閣議決定への署名を拒否した福 島消費者行政担当相(社民党党首)を罷免。
- ●5月28日 稲嶺名護市長、辺野古移設日米合 意に関し、実現可能性はゼロであり、今後は交 渉の席には着かないと述べる。
- ●5月28日 名護市役所で、辺野古合意を認めな い緊急市民集会。約1200人(主催者発表)が参加。
- ●5月28日 「普天間問題の日米合意を糾弾し 辺野古移設を決して許さない5・28県民集会」、 那覇市で開催。約1500人(主催者発表)が参加。
- ●5月30日 社民党、福島党首の閣僚罷免を受 け、連立政権からの離脱を決定。
- ●5月30日 琉球新報と毎日新聞が県民世論調 査。辺野古移設反対が84%、内閣支持率は8%。
- ●5月31日 在沖海兵隊グアム移転のためのイ ンフラ整備不足解消のため、米政府は7月に整 備計画をまとめる方針を固めたことが判明。移 転期限は3年~5年延長される見通し。
- ●6月4日 菅直人新首相、普天間問題に関し て、「日米合意をしっかりと踏まえていくこと が、引き継いだ私たちの責任だ」と発言。

### 今号の略語

CD=ジュネーブ軍縮会議

CTBT=包括的核実験禁止条約

FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約

IAEA=国際原子力機関

ICI=国際司法裁判所

IPU=列国議会同盟

NPR=(米)核態勢見直し

NPT=核不拡散条約

NWC=核兵器禁止条約

OPCW=化学兵器禁止機関

START=戦略兵器削減条約

### 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパンML に参加を メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのML に移行しました。これまで

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp ₹

## <sup>"</sup>ポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優 遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイ トの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員:梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd.yuasa@jcom.home.ne.jp>

田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁):会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願 います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購 読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたし ますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子 (ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、新田哲 史、塚田夢笙、津留佐和子、中村和子、山口響、梅林宏道